

平成 22 年度 関係機関・組織の活動計画

| 機 関 名 | 平成 22 年度 取 組 内 容 |
|----------------------------|---|
| 新潟地方法務局三条支局 三条人権擁護委員協議会 | <p>【国及び県の取組について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間 (平成 22 年 6 月 28 日～7 月 4 日の電話相談) ・ インターネットによるいじめ相談受付 <p>【市における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21 年度と同様の活動を計画 (子どもの特設人権相談所は 9 月 19(日)加茂市公民館で開設) |
| 新潟少年鑑別所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 別添のとおり |
| 新潟県三条警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待情報の収集と該当児童の安全確認及び関係機関への通報。 |
| 三条地区保護司会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの問題行動の防止、犯罪の未然防止、予防的対応を目的とした講演会の開催や、関係者との懇談会。 ・ 市内 9 中学校の訪問による情報の交換、懇談会。 ・ 就労支援等更正援助活動。 ・ 新潟少年学院への慰問、助成。 |
| 新潟県弁護士会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの貧困ホットライン」を 6 月 23 日に開催予定。 ・ 各種施設視察。 ・ 今年度は、児童虐待やいじめ防止に関する取組をしていく予定である。 ・ 「人権ネット」構想の実現に向け、行政その他関係機関とのネットワーク作り。 |
| 三条市小学校長会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の「深めよう 絆 県民運動」を受け、市教委と共催で、各中学校学区で「いじめ根絶スクール集会（仮称）」を実施。 ・ スクールカウンセラー等の活用。 ・ 各学校単位で「子どもを語る会」「いじめ・不登校対策委員会」「個別相談」等、昨年度と同様に実施の予定。 |
| 三条市中学校長会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例中学校長会（月 1 回）で、随時情報の共有、意見交換を行う。 ・ 各校において、職員研修会や P T A 講演会等で、生徒指導に関することや虐待防止についても話題にし、理解を深める。 |
| 三条地区高等学校長協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教頭をコーディネーターとして、分掌に特別支援教育部を組織し、教職員の共通理解のもと教育相談や情報交換を行う。 ・ 特別支援教育に関する研修会に校内、校外に関わらず積極的に参加していく。 |

| 機 関 名 | 平成 22 年度 取 組 内 容 |
|-----------------------|--|
| 新潟県立月ヶ岡養護学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある（疑われる）児童・生徒への指導・支援。 ・ 教育相談、巡回相談。 ・ 知能検査実施。 |
| 三条市 PTA 連合会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き講演会を実施予定。 |
| 三条市私立幼稚園連盟 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て相談実施。 |
| 新潟県中央児童相談所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 年度に同じ。 |
| 新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部 | <p>【虐待防止】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児虐待予防研修 2 思春期講演会 <p>【障がい支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 年度に引き続き調整会議及び各部会を開催 <p>【若者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度同様に相談者への支援を行う予定 <p>【その他・・・青少年健全育成に係る主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度同様、会場で発表する方式で 8 月下旬に開催 |
| 三条市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 心配ごと相談事業 ・ 一般相談 <ul style="list-style-type: none"> 三条地区 毎週 1 回第 4 日曜日 時間 午前 10 時～午後 4 時 栄地区 毎月 2 回 時間 午後 1 時～4 時 下田地区 毎月 2 回 時間 午前 9 時～12 時 ・ 子どもなんでも相談 <ul style="list-style-type: none"> 毎週 1 回第 3 土曜日 時間 午後 1 時～5 時 |
| 三条市民生委員児童委員協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度に引き続き実施して行きたい。 |
| 三条市私立保育園連盟 連絡協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会に参加し、防止発見に役立つ力を身につける。 ・ 毎日の視診、保育の中で子どもの変化を察知し、疑いのある時は各機関と連携し改善に務める。 ・ 月 1 回園長会で情報交換し被害を食い止める努力をする。 |
| 三条市手をつなぐ育成会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者団体として、モデルで「QOL」(Quality of Life) ノートの作成。 ・ 障がいのある人の ― ライフ (生命、生活、生涯) の安全、安心、安定を目指して ― ・ 上記を県手をつなぐ育成会の事業として、取組んでいる。 |

| 機 関 名 | 平成 22 年度 取 組 内 容 |
|------------------|---|
| 三条市医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 21年度に同じ |
| 三条市歯科医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 21年度に同じ。 |
| 三条市公共職業安定所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員に重点を置いた求人開拓を実施する。また、年長フリーター等をトライアル雇用後に常用雇用に移行した事業主に対して支給する「若年者等正規雇用化特別奨励金制度」などについては、あらゆる機会を捉えて事業主に周知を図り、年長フリーター等の常用雇用の促進を図る。 ・ ニート状態にある若者の自立を支援するため、「三条地域若者サポートステーション」と連携を図り、当該施設の事業を周知し、就労希望者に対しては、ハローワークへの誘導を図り、職業相談・職業紹介が行えるよう支援を行う。 ・ 高校及び中学校に対し、職業講和を実施し、早期の職業意識形成支援を行う。 ・ 高校1・2年生を対象に職業意識啓発ガイダンスを開催し、就職への動機付けや職業選択能力の向上を図る。 ・ 高校主導で実施しているジュニア・インターンシップの受入企業の確保を積極的に支援する。また、職場体験前にビジネスマナー講習を実施する。 |
| 三条地域若者サポートステーション | <ul style="list-style-type: none"> ・ H21年度実績と同じだが、出張相談を燕市や加茂市に広げていく方向で考えている。 詳細は別添のとおり |
| 三条市市民部市民窓口課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民なんでも相談の中で、関係機関と連携し対応していく。 |
| 三条市勤労青少年ホーム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度に引き続き、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため、教養講座、お楽しみサロン、サークル活動並びに各種ホーム利用者交流事業を行っていききたい。 ・ 勤労青少年ホーム内に「三条地域若者サポートステーション事業」を開設し、相談員と連携の下、若者自立支援員が若者自立支援プログラム等実施するとともに、関係機関・団体等との連携強化のため「三条市若年者職業支援ネットワーク会議」を年2回開催したい。 ・ 本年5月に勤労青少年ホーム内に移転してきた「ワークサポート三条」では、就職全般に関する相談・アドバイスを行い就職活動の支援を行っていききたい。 |

| 機 関 名 | 平成 22 年度 取 組 内 容 |
|--------------|--|
| 三條市公立保育所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年に引き続き、虐待を早期に発見しやすい立場であることを自覚し、「もしかして…」と少しでも感じたら、ためらわずに組織内で話し合い、さらに早期発見に努めるよう取り組む。 ・ 個人懇談会等を行うなかで、親の悩み、不安を聞き、親の気持ちを理解したり精神的不安を少しでも軽くしてあげられるような関わりに努める。 |
| 三條市児童館・児童クラブ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々、児童に対して適切な対応ができるよう、児童クラブ主任指導員会議を月 1 回程度開催し、情報交換や意見交換を行う。 ・ 児童館・児童クラブ職員研修会を実施する。(内容未定) |